

別紙4

浅口市文書管理・電子決裁システム導入に係る

文書管理コンサルティング業務委託

審査要領

令和6年4月

浅口市

1 目的

本要領は、浅口市文書管理・電子決裁システム導入に係る文書管理コンサルティング業務委託（以下「本業務」という。）に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、本業務における受託候補者を特定するため、必要な評価基準、審査方法等を定めるものである。

2 審査の実施・項目・配点

審査は、委員会が行うこととし、プレゼンテーション評価（満点90点）と提案見積評価（満点10点）による総合評価（満点100点）とする。

3 評価基準及び審査方法

(1) プレゼンテーション評価について

ア 採点と評価基準

プレゼンテーションは、企画提案書に沿った提案に対し、各委員により、以下の表の評価項目及び配点並びに評価基準に従い採点し、評価する。

評価項目		配点
基本事項	(1) 提案者等概要	—
	(2) 業務実績	10点
	同種・類似業務の実績を多く有しているか	
事業実施全般	(1) プロジェクト推進体制	10点
	(2) プロジェクト管理	10点
	業務経験・保有資格は十分か、円滑な実施が見込まれるか	
業務実施内容	(1) 文書管理規程の分析	10点
	(2) 業務フローの分析	5点
	(3) 文書分類基準の分析	5点
	(4) 文書管理・電子決裁システム導入の支援	5点
	(5) 文書管理運用マニュアル策定の支援	10点
	(6) 職員説明会の実施	5点
	(7) 職員からの問合せ対応	5点
	(8) ファイルサーバーにおけるファイル管理の支援	5点
	支援の内容が具体的で、支援の効果が期待できるか	
その他	自由提案	10点
	上記のほか有益な提案があるか	
合計		90点

評価基準	評価	採点係数	点数
優れている	A	1	配点×100%
やや優れている	B	0.8	配点×80%
普通	C	0.6	配点×60%
やや劣っている	D	0.4	配点×40%
劣っている	E	0.2	配点×20%

イ 以下に示す計算式で算出して得た点数をプレゼンテーション評価点とする。

- ① 各評価項目配点×各委員の評価（採点係数）＝各委員の各評価項目点数
- ② ①の合計÷委員の人数＝各評価項目の点数（小数点以下第4位四捨五入）
- ③ ②の合計＝プレゼンテーション評価点

(2) 提案見積評価について

提案見積書の金額を基に、以下に示す計算式で算出して得た点数を提案見積評価点とする。（小数点以下第4位四捨五入）

- ① 見積書の金額について、最も低い価格を提示した者は、10点
- ② 次点以降

$$10 \times (\text{最低価格提示者の見積額} \div \text{当該提示者の見積額})$$

(3) 総合評価について

プレゼンテーション評価点と提案見積評価点を合算して得た点数を総合評価点とする。